

令和3年度

最低賃金に関する基礎調査結果

特定（産業別）最低賃金

宮崎労働局

目 次

- 1 最低賃金に関する基礎調査の概要
- 2 令和3年度影響率(未満率)一覧
- 3 業種別・就業形態別賃金特性値の比較
- 4 業種別特性値表
- 5 業種別特性値表(年度別)
- 6 参考資料(分布特性地等の説明)

最低賃金に関する基礎調査の概要

（特定（産業別）最低賃金適用産業分）

1 趣旨

宮崎県の特定（産業別）最低賃金の決定に係る調査審議の基礎資料を得るため、宮崎県内の民間企業労働者の賃金の実態を調査し、その結果を取りまとめたものである。

2 調査産業

日本標準産業分類に定める産業のうち、

- ① 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、
情報通信機械器具製造業
- ② 自動車（新車）小売業

3 調査事業所規模、調査事業所数及び調査労働者数

	適用事業所数	適用労働者数	調査事業所規模	調査事業所数	調査労働者数
電気機械器具等製造業	81 事業所	8,850 人	100人未満	30 事業所	613 人
自動車（新車）小売業	178 事業所	2,750 人	30人未満	114 事業所	1,322 人

※参考 内訳	母集団事業所数	母集団労働者数	標本事業所数	標本労働者数	規模
電気機械器具等製造業	14 事業所	54 人	6 事業所	15 人	1～9 人
	13 事業所	208 人	12 事業所	215 人	10～29 人
	25 事業所	1,340 人	12 事業所	383 人	30～99 人
自動車（新車）小売業	103 事業所	387 人	41 事業所	211 人	1～9 人
	101 事業所	1,575 人	73 事業所	1111 人	10～29 人
	—	—	—	—	30～99 人

4 調査対象事項

令和3年6月1日から6月30日までの1ヶ月間（賃金締め切り日の定めがある場合には、6月の最終給与締め切り日以前1ヶ月間）に支払われるべき賃金。

5 調査実施期日

令和3年5月7日から7月26日まで

6 調査票の審査、集計及び母集団への復元は、宮崎労働局にて行った。

令和3年度 影響率(未満率)一覧 「特定(産業別)最低賃金」

件名	地域最賃	電機	自動車(新車)
2年度最賃額(円)	793円	803円	832円
引上げ額	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率	上段:引上げ後額 下段:影響率
0円(未満率)	793円 1.42 %	803円 2.52 %	832円 0.52 %
1円		804円 3.67 %	833円 0.52 %
2円		805円 3.67 %	834円 0.52 %
3円		806円 4.81 %	835円 0.52 %
4円		807円 4.81 %	836円 0.52 %
5円		808円 4.81 %	837円 0.52 %
6円		809円 4.81 %	838円 0.52 %
7円		810円 4.81 %	839円 0.52 %
8円		811円 5.87 %	840円 0.52 %
9円		812円 5.87 %	841円 0.60 %
10円		813円 5.94 %	842円 0.67 %
11円		814円 5.94 %	843円 0.67 %
12円		815円 6.16 %	844円 0.67 %
13円		816円 6.39 %	845円 0.67 %
14円		817円 6.39 %	846円 0.67 %
15円		818円 6.62 %	847円 0.67 %
16円		819円 8.00 %	848円 0.67 %
17円		820円 8.23 %	849円 0.67 %
18円		821円 8.52 %	850円 0.67 %
19円		822円 9.89 %	851円 0.67 %
20円		823円 9.89 %	852円 0.67 %
21円		824円 9.89 %	853円 0.67 %
22円		825円 10.58 %	854円 0.67 %
23円		826円 11.10 %	855円 0.67 %
24円		827円 11.10 %	856円 0.67 %
25円		828円 12.20 %	857円 0.67 %
26円		829円 12.20 %	858円 0.67 %
27円		830円 12.43 %	859円 0.67 %
28円	821円 16.67 %	831円 13.48 %	860円 0.67 %
29円		832円 13.71 %	861円 0.75 %
30円		833円 13.71 %	862円 0.75 %
31円		834円 13.94 %	863円 0.75 %
32円		835円 14.40 %	864円 0.75 %
33円		836円 14.40 %	865円 0.75 %

業種別・就業形態別賃金特性値の比較

全て（一般＋パート）

	地域別最賃適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	173,415	202,515	239,115
時間当平均賃金額(円)	1,184	1,212	1,447
月一人当たり労働時間数	142 時間	166 時間	166 時間
第1・20分位数(円)	794	810	935
第1・10分位数(円)	800	824	1,013
第1・4分位数(円)	857	900	1,151
中位数 (円)	1,033	1,080	1,375
復元労働者数(人)	159,702 人	1,601 人	1,874 人
最賃額(円)	793	803	832

一般

	地域別最賃適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	218,461	211,203	240,842
時間当平均賃金額(円)	1,282	1,242	1,450
月一人当たり労働時間数	171 時間	170 時間	167 時間
第1・20分位数(円)	803	818	946
第1・10分位数(円)	840	830	1,016
第1・4分位数(円)	957	931	1,156
中位数 (円)	1,166	1,120	1,378
復元労働者数(人)	108,070 人	1,477 人	1,850 人

パート

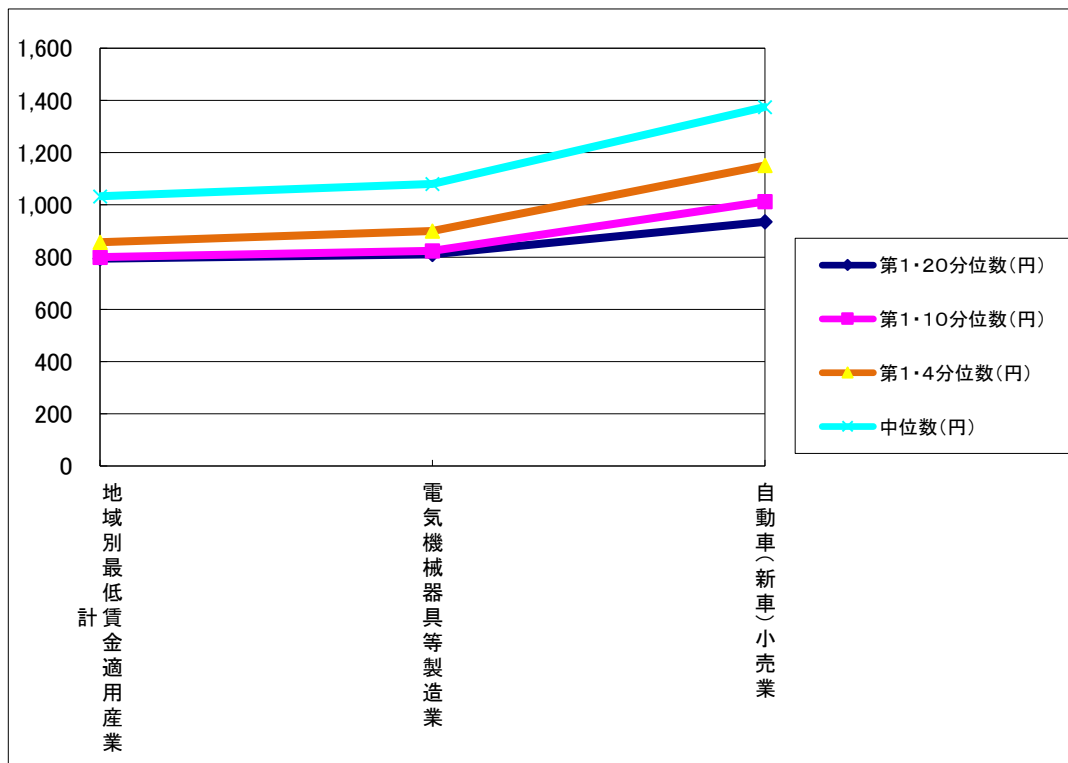
	地域別最賃適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車(新車)小売業
月平均賃金額(円)	79,131	99,593	104,728
時間当平均賃金額(円)	979	864	1,213
月一人当たり労働時間数	83 時間	115 時間	95 時間
第1・20分位数(円)	793	800	644
第1・10分位数(円)	795	800	860
第1・4分位数(円)	800	805	900
中位数 (円)	850	829	1,069
復元労働者数(人)	51,632 人	125 人	24 人

※ 「パート」とは、1日の所定労働時間又は1週の所定労働日数が、当該事業所における一般的な所定労働時間又は所定労働日数より少ない労働者をいう。

業種別特性値表

令和3年度
全労働者

	地域別最低賃金適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車（新車）小売業
最低賃金額（時間額）	793	803	832
第1・20分位数（円）	794	810	935
第1・10分位数（円）	800	824	1,013
第1・4分位数（円）	857	900	1,151
中位数（円）	1,033	1,080	1,375
時間当平均賃金額（円）	1,184	1,212	1,447
月平均賃金額（円）	173,415	202,515	239,115



業種別特性値表

〔事業所規模：電気機械器具等製造業 1～99人
自動車小売業 1～29人〕

第1・20分位数

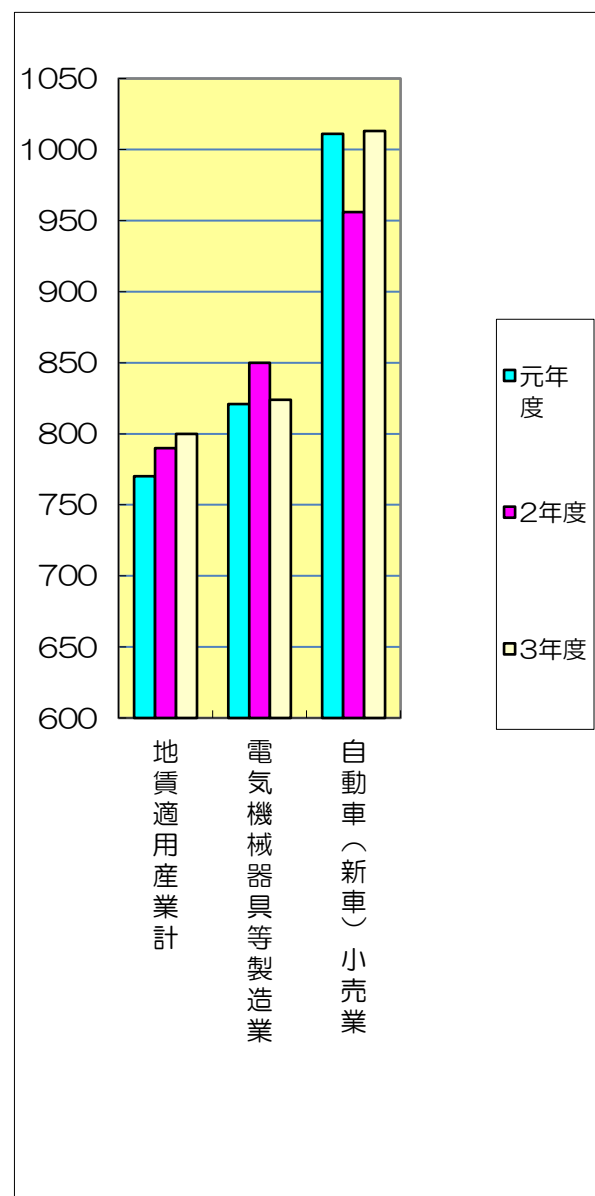
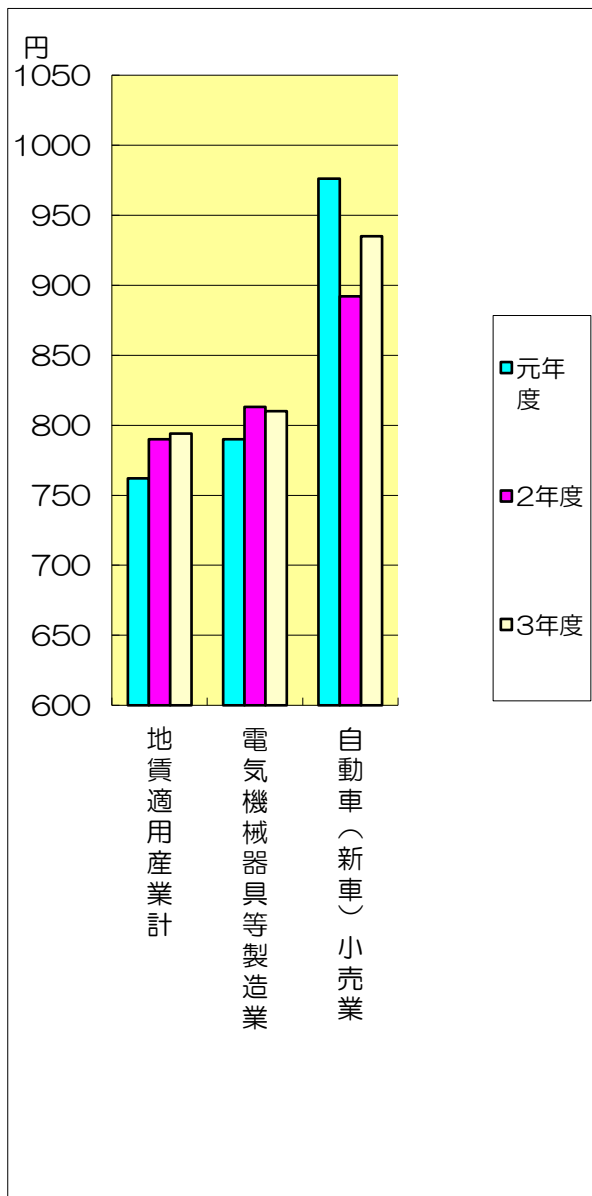
	地賃適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車（新車）小売業
元年度	762	790	976
2年度	790	813	892
3年度	794	810	935

(円)

第1・10分位数

	地賃適用産業計	電気機械器具等製造業	自動車（新車）小売業
元年度	770	821	1011
2年度	790	850	956
3年度	800	824	1013

(円)

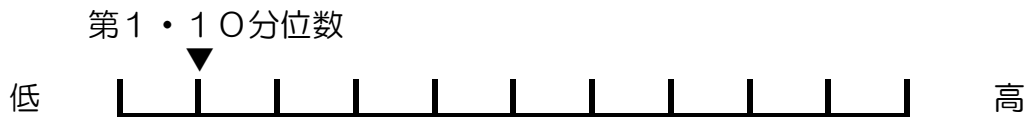


分布特性値

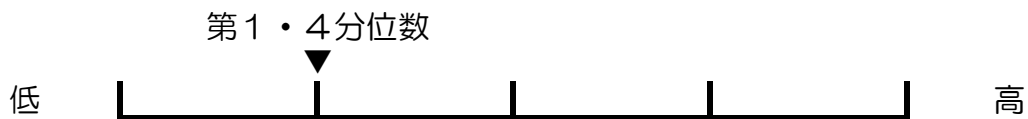
労働者を賃金の低い者から高い者へと、一列に並べてとった分位数及び分散係数のことである。

イ 分位数を図示すれば、次のとおりである。

(イ) 第1・10分位数・・・10等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



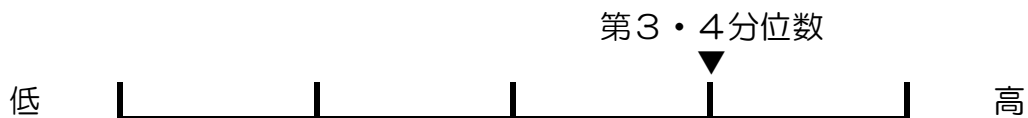
(ロ) 第1・4分位数・・・4等分し、低い方から最初の節の者の賃金。



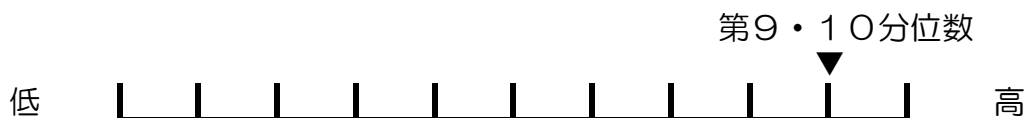
(ハ) 中位数・・・2等分し、真ん中の節の者の賃金。



(ニ) 第3・4分位数・・・4等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



(ホ) 第9・10分位数・・・10等分し、高い方から最初の節の者の賃金。



□ 分散係数とは、下記の式により計算された数値をいい、その値の小さいほど分布の広がり程度が小さいことを示す。

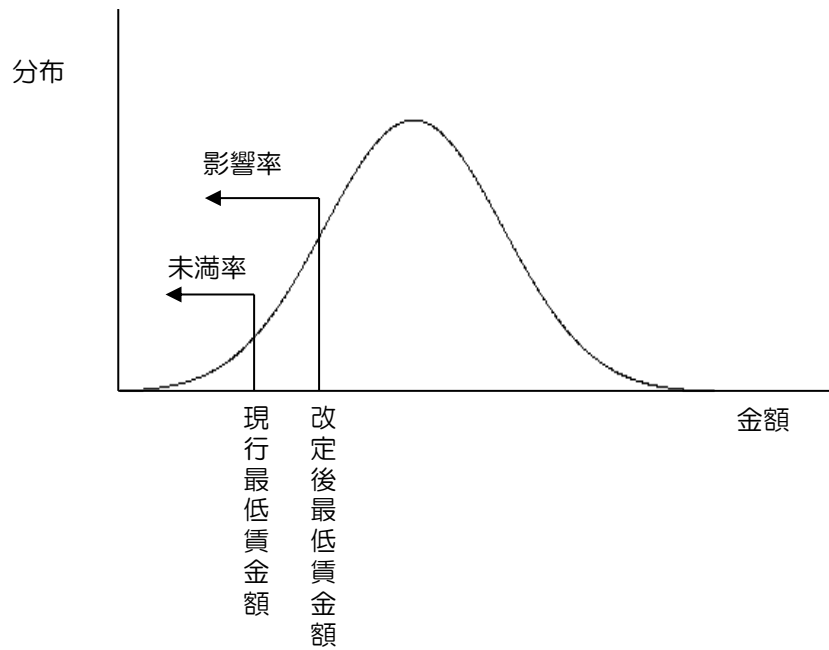
$$(イ) \text{ 4分位分散係数} = \frac{\text{第3・4分位数} - \text{第1・4分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

(偏差係数)

$$(ロ) \text{ 10分位分散係数} = \frac{\text{第9・10分位数} - \text{第1・10分位数}}{2 \times \text{中位数}}$$

未満率・影響率

未満率とは、現在設定されている最低賃金額を下回っている労働者の割合のことであり、影響率とは、最低賃金額を改定した場合、その改定後の最低賃金額を下回る労働者の割合のことである。



なお、これを累積度数分布図で見ると、次のとおりである。

